

第 3 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成26年 6 月25日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 3 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成26年6月25日(水曜日)

午前10時00分開議

午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成26年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第3号 専決処分の報告及び承認についてのうち

報告第1号 平成25年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第4号 平成25年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

報告第10号 専決処分の報告について

報告第15号 地産地消の推進に関する施策の報告について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①「熊本県水とみどりの森づくり税」事業の検討状況について

②地下水と土を育む農業の推進について

③高病原性鳥インフルエンザへの対応について

豚流行性下痢（PED）対策に係る意見書について

自主性を尊重する農業改革を求める意見書について

出席委員(8人)

委員長 瀧上陽一

副委員長 九谷高弘

委員 村上寅美

委員 早川英明

委員 岩中伸司

委員 堤泰宏

委員 井手順雄

委員 浦田祐三子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本茂

政策審議監 濱田義之

経営局長 山口達人

生産局長 山中典和

農村振興局長 小柳倫太郎

森林局長 岡部清志

水産局長 平岡政宏

首席審議員兼

農林水産政策課長 田中純二

団体支援課長 山口洋一

農地・農業振興課長 本田充郎

農地・農業振興課政策監 川口卓也

担い手・企業参入支援課長 國武慎一郎

流通企画課長 西山英樹

むらづくり課長 潮崎昭二

農業技術課長 園田誠

農産課長 下舞睦哉

園芸課長 古場潤一

畜産課長 矢野利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野憲一

農地整備課長 池田雄一

技術管理課長 原俊彦

首席審議員兼森林整備課長 長崎屋圭太

林業振興課長 江上憲二

森林保全課長 塩木康博

水産振興課長 平山泉

漁港漁場整備課長 原田高臣

農業研究センター所長 野口法子

事務局職員出席者

議事課主幹 黒 岩 雅 樹
政務調査課主幹 福 田 聖 哉

午前10時00分開議

○淵上陽一委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。

まず初めに、4月13日に球磨郡で発生いたしました高病原性鳥インフルエンザにつきまして、その後の状況について御説明を申し上げます。

4月16日の防疫措置完了後、考え得る最短の5月8日に知事が終息を宣言し、全ての移動制限を解除いたしました。

これも、自衛隊、警察、建設業協会、農業団体など、夜を徹して作業に御協力いただいた多くの関係者のおかげであり、心より感謝を申し上げます。また、御指導、御支援を賜りました委員長を初め委員各位には、改めて御礼を申し上げます。

現在、農家の方々が早期に経営を再開していただけるよう、経営支援に取り組んでおります。また、今回のような10万羽を超える大規模な発生に備え、防疫資材の備蓄を強化するとともに、さまざまな教訓や反省点を生かして、防疫対策マニュアルの見直しを進めております。

今後とも、鳥インフルエンザを発生させないことを第一として、防疫対策の強化にしっかり取り組んでまいります。

それでは、今回提案いたしております議案の概要について御説明いたします。

今回提案しておりますのは、平成26年度一般会計補正予算1件、専決処分報告及び承認2件、報告案件4件でございます。

まず、補正予算ですけれども、総額8億円余の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、豚流行性下痢対策として、農場の出入り口の消毒強化に必要な経費に対する助成、ハラール対応食肉処理施設の整備及び国内・インドネシアでのイベントや商談会参加への助成、本年2月の大雪により被害を受けた農業用ハウスなどの再建、修繕及び撤去費用への助成などでございます。

次に、専決処分報告及び承認は、4月13日に専決処分いたしました高病原性鳥インフルエンザの初動防疫措置への対応経費に係る補正予算並びに5月8日に専決いたしました養鶏農家への経営安定資金に係る利子補給の助成や、売り上げに係る損失等に対する助成及び防疫強化に要する経費に係る補正予算でございます。

次に、報告につきましても、平成25年度一般会計の繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書、交通事故に係る専決処分、地産地消の推進に関する施策を報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、その他報告事項として、水とみどりの森づくり税事業の検討状況、それから、地下水と土を育む農業の推進について並びに高病原性鳥インフルエンザへの対応について御報告させていただきます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課で
ございます。

常任委員会説明資料(予算関係及び条例等
関係)をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成26年度6月補正予算総括表でござい
ます。

補正額の一番下の欄でございます。

農林水産部全体の6月補正予算は8億1,00
0万円余、補正後の予算総額は660億円余とな
っております。

次に、農林水産政策課の補正予算を説明い
たします。

2ページをお願いいたします。

説明欄のくまもと農業を拓く研究開発事業
でございます。

国の経済対策に伴い、記載の独立行政法人
が実施します委託研究の採択を受け、イグサ
を活用した産業用資材の開発などの研究に要
する経費として、1億2,300万円余をお願い
いたしております。

次に、中段の債務負担行為の追加でござい
ます。

先ほどの研究に必要な事務機器の複数年リ
ース契約について、債務負担行為の追加設定
をお願いするものでございます。

16ページをお願いいたします。

平成25年度一般会計繰越明許費繰越計算書
総括表でございます。

平成25年度12月議会及び2月議会で御承認
いただきました明許繰越でございます。

一番下の合計の欄をごらんください。

農林水産部全体で、625件、262億円余の繰
り越しとなっております。

続きまして、17ページをお願いいたしま
す。

農林水産政策課関係の繰り越しでございま
す。

上段のフードバレーアグリビジネスセンタ
ー整備事業費につきましては、詳細な設計に

時間を要したものでございます。

中段の農業公園施設整備事業費につきまし
ては、詳細な設計に時間を要したほか、イベ
ントの開催時期を避けたことによるものでご
ざいます。

下段の丸太等密度測定装置実用化事業費に
つきましては、装置費用の検討等に時間を要
したものでございます。

いずれにつきましても、早期の完成に努め
てまいります。

先に飛びまして、37ページをお願いいたし
ます。

平成25年度一般会計事故繰越し繰越計算書
総括表でございます。

一番下の合計の欄をお願いいたします。

件数で113件、29億円余の繰り越しとな
っております。

続きまして、43ページをお願いいたしま
す。

交通事故に関する専決処分報告でござい
ます。内容は、44ページの資料で御説明いた
します。

6が事故の状況でございます。

昨年9月26日に、県南広域本部農業普及振
興課の職員が、農業普及指導のため農道を公
用車で走行中、交差点において、左のほうか
ら直進してきた軽貨物車と衝突したものでご
ざいます。

今回の事故は、相手方優先の交差点で衝突
したものであり、職員の過失が大きいことから、
双方の過失割合は、県側70、相手方30と
なりまして、本年5月27日に和解及び損害賠
償額について専決処分を行ったものでござい
ます。

交通事故につきましては、今後とも発生の
防止に取り組んでまいります。

農林水産政策課は以上でございます。御審
議のほどよろしくお願いいたします。

○山口団体支援課長 団体支援課でございま

す。

資料、お戻りいただきまして3ページをお願いいたします。

経営対策資金助成費でございますが、説明欄に記載しておりますとおり、豚流行性下痢が発生いたしました養豚農家が、経営の維持、継続を図るために借り入れる資金を無利子とするため、市町村と連携して利子補給を行うものでございます。融資枠3億円に必要な経費として、40万1,000円をお願いしております。

次に、資料14ページをお願いいたします。

平成26年5月8日付知事専決分の報告でございます。

経営対策資金助成費ですが、鳥インフルエンザの発生により、直接または間接的に被害を受けられた養鶏農家の経営の維持、継続を支援するため、農家が借り入れる資金につきまして、無利子化を含めました金利負担の軽減を市町村と連携して行うものでございます。融資枠15億9,000万円に必要な費用として、23万3,000円をお願いしております。

団体支援課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○國武担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。

資料は4ページをお願いいたします。

農業構造改善事業費におきまして、2億5,000万円余の増額補正をお願いしております。

これは説明欄にありますとおり、平成26年2月の大雪に対する雪害復旧緊急対策でございます。

この事業につきましては、2月補正で県事業費として5億6,000万円を計上しておりますが、国の追加対策で国費の補助率が3割から5割にアップしたことなどの影響により、県事業費を8億1,000万円余に増額する必要が生じ、差額の2億5,000万円余をお願いす

るものでございます。

続きまして、資料の18ページをお願いいたします。

平成25年度の繰越計算書でございます。

上段につきましては、6月補正のところで触れました雪害復旧緊急対策につきまして、2月補正で計上しましたものを全額繰り越したものでございます。

なお、事業の進捗は、6月20日現在で、施設の撤去完了が全体の86%、再建、修繕の完了が45%という状況にあり、残りの施設につきましても、速やかな復旧支援に取り組んでまいります。

中段につきましては、農業大学校の整備、改修の事業でございます。トラクター免許取得のための検定コースについて、計画の調整に日数を要し、繰り越したものでございます。8月には事業が完了する予定でございます。

下段につきましては、農業参入企業等の加工施設、1施設に対する補助でございます。設計の変更に不測の日数を要し、繰り越したものでございます。事業は5月末までに完了しております。

担い手・企業参入支援課の説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○西山流通企画課長 流通企画課でございます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

平成25年度の繰越明許費につきましては、くまもと6次産業化総合対策事業のうち、国の経済対策分で農林水産物の加工施設の整備を行うものでございます。

平成26年2月の議会で5億7,600万円余の予算計上をお願いしておりましたけれども、前年度内の工事の実施完了が困難なため、全額繰り越しとしたものでございます。

続きまして、資料45ページをお願いいたし

ます。

地産地消の推進に関する施策を報告いたします。

資料は、45ページから最後の76ページまででございますけれども、45ページから51ページは議案書掲載の報告でございます。25年度及び26年度の取り組み施策の内容につきましては、資料の55ページ以降に掲載しておりますけれども、その要約を52ページから54ページに掲載しております。この3ページによって御説明をいたしたいと思っております。

平成25年度の主要な取り組みの成果につきましては、全部で10部局が88施策に取り組んでおります。施策は、地産地消の推進に関する取り組みについて、5つに区分して概要を御説明いたします。

まず、(1)の県民の理解の深化及び郷土愛の育成についてでございますけれども、地産地消のサイトによる情報提供、学校給食では、郷土料理をメニューとする「ふるさとくま(熊)さん(産)デー」の取り組みなどを行っております。

(2)の流通の促進及び消費の拡大につきましては、直売所が連携して行う地産地消キャンペーンの開催や県産物を補完するシステムづくりを進めております。

それから、(3)でございますが、6次産業化の推進等による経済循環及び地域活性化につきましては、くまもと「食」・「農」アドバイザー小泉武夫氏による評価会や商品発表会を開催しております。

次に、53ページをお願いいたします。

(4)の多面的機能の再認識につきましては、生産者、流通業者あるいは消費者で構成いたしますくまもと食・農ネットワークの自主的活動を支援するとともに、子供を対象とした農業体験交流を実施しております。

(5)につきましては、条例の直接的な推進に係る取り組みにつきましては、さまざまな広報媒体やイベントの出展ブースを活用いたし

まして、理解推進を図っております。

次に、そこに取り組み成果の目標、指標を梓書きの中に載せております。

学校給食で、県産品の占める割合は50.5%に達しております。直売所の農林水産物の売り上げにつきましては、県調査では約107億円となっております。農産物の6次産業の販売金額につきましては、国の調査におきまして622億となっております。くまもと食・農ネットワークの会員数は1,799人でございます。それから、県民アンケート調査によりますと、県民の方々の地産地消への関心は93.9%でございます。いずれの数値も徐々に増加をしております。

続きまして、54ページの26年度に推進する施策について御説明をいたします。

26年度は、全体的には10部局、85施策に取り組むこととなっております。

全体としては、25年度と同様の活動を継続してまいります。特に推進のポイントを申し上げますと、(1)につきましては、地域住民みずからが自主的に取り組むための組織整備や活動を支援することとしております。

飛んで(3)でございますが、引き続き小泉武夫氏の活動を軸として、加工品の磨き上げや商品化を推進し、県外消費地における商談会、紹介等を開催してまいります。

(4)につきましては、くまもと食・農ネットワークの活動において、地域での活動の核となる人材の参加を促進し、活動の考え方や推進方法などに係る情報交換を行います。

今後とも、生産者、関係団体、県民等が一体となった全県的な活動として、なお一層推進してまいります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料、戻りまして5ページをお願いいたし

ます。

補正予算でございます。

国庫支出金返納金として43万1,000円の補正をお願いしております。

これは、25年度の環境保全型農業直接支払推進事業の県事業費の確定に伴い、旅費などの執行残を国に返納するものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

県営中山間地域総合整備事業費として7億5,476万円を繰り越しております。

内容は、中山間地の圃場整備や農道整備などで、事前換地や用地買収に難航したことなどにより、年度内完了が困難になったものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

内容は、24年度経済対策分として25年度に繰り越していたため池の改修工事です。

全国的な建設関係技能者の不足により年度内完了が困難になり、やむを得ず850万円を26年度へ事故繰りしたのですが、工事は既に5月下旬に完了しております。

むらづくり課は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○下舞農産課長 農産課でございます。

資料21ページの繰越明許費繰越計算書の説明でございます。

表上段の次世代水稻品種育成加速化事業費は、時代のニーズにマッチした特色ある品種育成を加速化するため、農研センターの施設整備を行うものですが、試験研究の特殊施設等に対応するため、設計に不測の日数を要したもので、26年度中に完了予定となっております。

表下段の生産総合事業費ですが、農業生産性向上を図る共同利用施設等の整備を行うもので、地盤に関する基礎工法の見直しや施設部材入手等に不測の日数を要したもので、本

年12月末には全地完了予定となっております。

農産課は以上でございます。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

説明資料22ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段、次世代型ハウス環境制御システム確立事業でございます。

施設園芸作物の大幅な収量の向上を実現するため、農業研究センターに試験研究用の小型複合環境制御ハウスを整備するものでございます。

下段、プレミアムデコポン生産システム確立事業は、高糖度な加温デコポンの生産を実現するため、果樹研究所に試験研究用の複合環境制御ハウスを整備するものでございます。

いずれも、設計等に時間を要したものでございます。試験開始に支障のないよう完了させる予定でございます。

園芸課は以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

上段の畜産物市場流通戦略対策事業費として、補正額3,700万円余をお願いいたしております。

これは説明欄に記載してございますけれども、ハラール対応食肉処理施設の整備に対する補助や、国内やインドネシアでのイベントや商談会の参加に対する補助を行うものでございます。

下段の家畜衛生・防疫対策事業費でございますけれども、4,200万円余をお願いいたしております。

これは説明欄に記載してございますが、豚流行性下痢緊急対策事業といたしまして、養豚農家や屠畜場での動力噴霧器の導入などの消毒の強化に必要な経費に対する補助を行う

ものでございます。

以上、合計で7,900万円余の増額をお願いするものでございます。

続きまして、資料の12ページをお願いいたします。

鳥インフルエンザ発生に伴います4月13日の専決処分の報告及び承認でございます。

家畜衛生・防疫対策事業費として、2億2,400万円余の増額でございます。

これは説明欄に記載しておりますけれども、発生農場における殺処分や周辺地域における消毒ポイントの設置運営等に要する経費でございます。

続きまして、資料の15ページをお願いいたします。

鳥インフルエンザ発生に伴います5月8日の専決処分の報告及び承認でございます。

家畜衛生・防疫対策事業費といたしまして、7,000万円余りの増額でございます。

説明欄1の養鶏農家緊急支援事業は、制限区域内の養鶏農家の飼料費等の増加や売りに係る損失等に対する補助でございます。

説明欄2の鳥インフルエンザ防疫強化対策事業は、鳥インフルエンザの新たな発生に備えた防疫資材の備蓄の強化に要する経費等でございます。

続きまして、資料の23ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

上段のくまもとブランド和牛種雄牛作出事業は、農業研究センター畜産研究所にドナー牛舎等を整備し、ドナー牛の導入を行う事業でございますが、設計等に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

中段の循環型耕畜連携体制強化事業は、環境問題の発生に迅速に対応できるよう、施設整備に対し補助するものでございますけれども、気象等の影響により繰り越したものでございます。

下段の草原再生・草地畜産研究所整備事業

は、農業研究センター草地畜産研究所の放牧技術研究棟を整備する事業でございますけれども、給水施設や作業道の整備において、設計に不測の日数を要したために繰り越すものでございます。

いずれも早期竣工を目指して努めてまいります。

畜産課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます。

繰越明許費について御説明いたします。資料24ページをお願いいたします。

農村計画課の翌年度への繰越額の合計額は2億790万円余でございます。

繰り越しの主な理由としましては、一番上の農業農村整備調査計画費及び次の小水力・太陽光発電導入モデル事業費につきましては、入札不調により年度内の業務完了が困難となったものでございます。

次に、地域資源活用型農業用水確保対策事業費につきましては、施設設置箇所の選定に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となったものでございます。

以上3件につきましては、いずれも7月末に完了予定でございます。

次に、繰越額の8割を占めます県営土地改良調査計画費につきましては、国の経済対策関係予算であり、交付決定が年度末になったことで適切な工期が確保できず、年度内完了が困難となったものでございます。

最後に、農業農村整備推進交付金事業費につきましては、主に団体営事業に対する県の上乗せ助成を行う事業であり、団体営事業が資材の入手困難等により繰り越したことに伴い、繰り越しを行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○池田農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

平成24年度から25年度へ繰り越しを行った県営事業におきまして、全国的な資機材及び建設技術者の不足等によって多くの工事で入札に不調を来しました。それでも、年度内に何とか契約できたものについては事故繰越を行いました。できなかったものについては不用額として処理しております。

発生した不用額については、既に市町村等から負担金等を徴収しているものがありましたので、これを今回返還する必要があることから、市町村等負担金返納金として8,100万円余を補正予算として計上しております。

同じく、説明資料の25ページをお願いいたします。

25ページから27ページにかけて、繰越明許費を12事業で総額80億9,700万円余計上しております。このうち、通常分が約54億円、経済対策分は約27億円となっております。

繰り越し理由は、計画や設計に関する諸条件に関するもの、用地に関するもの、資材の入手難に関するものなどとしております。

明許繰越につきましては、早期発注に努め、年度内に完了するよう取り組んでまいります。

続きまして、説明資料の39ページをお願いいたします。

39ページから40ページにかけて、事故繰越費を計上しております。

平成24年に発生しました九州北部豪雨災害関係の復旧予算と平成24年度の国の経済対策等に係る予算で、平成25年度へ繰り越したもののうち、全国的な資機材や建設関係技能者の不足等によりやむなく8億3,500万余の事故繰越を行うものです。

農地整備課は以上でございます。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でござい

ます。

資料の28ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますけれども、上から3段目、森林環境保全整備事業で80件、17億1,400万円余を含めまして、5事業で145件、22億5,500万円余を繰り越しております。

いずれも、造林、間伐などの森林整備や作業道の整備、復旧を行う事業でございますけれども、森林経営計画策定のおくれや路線の線形選択のおくれなどにより繰り越しをお願いするものでございます。いずれにしましても、年度内に完了するべく努力しているところでございます。

森林整備課は以上でございます。

○江上林業振興課長 林業振興課でございます。

説明資料の8ページをお願いします。

林道災害復旧費のうち、過年林道災害復旧費で257万5,000円の増額補正をお願いしております。

これは、昨年の災害で被災した市町村が施行する林道施設災害の復旧に補助するものであります。

続きまして、飛びますけれども、29ページをお願いします。

繰越明許費関係です。

県産木材新規用途導入促進支援事業費ほか、30ページ、31ページにかけての13事業、88カ所、69億7,826万円余の繰り越しとなっております。このうち、国の経済対策関連が40億5,965万円余、通常分が29億1,861万円余です。

繰り越しの理由といたしましては、経済対策等により計画や設計に関する諸条件や用地関係によるものでして、いずれも早期発注に努めまして、年度内に完了する予定です。

林業振興課は以上です。よろしく申し上げます。

○塩木森林保全課長 森林保全課でございます。

資料9ページをお願いいたします。

過年治山災害復旧事業について、1億5,900万円余の増額補正をお願いしております。

これは、熊本広域大水害で被災した治山施設を、25年度に復旧することとしておりましたが、一部の箇所が入札不調で事業ができなかったため、改めて26年度事業でお願いするものでございます。復旧工法を含め、設計内容を見直して、早期な復旧を図ってまいります。

次に、32ページをお願いいたします。

明許繰越の報告です。

32ページ、治山事業費から、次の33ページ、現年治山災害復旧費まで、6事業、77カ所、合計27億3,000万円余を繰り越しております。

理由は、計画設計、用地に不測の日数を要したものでございまして、年度内完了の予定でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

事故繰越でございます。

4つの事業について、89カ所、合計20億9,900万円余を繰り越しております。

全国的な資機材不足や技能者の不足でやむなく行ったものでございます。現在既に45カ所は完了しております。9月末には全て完了する予定でございます。

森林保全課は以上でございます。よろしくおんいをいたします。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料、お戻りいただきまして10ページをお願いいたします。

今回、漁港建設管理費について増額補正をお願いしておりますが、いずれも国庫補助の内示増に伴うものでございます。

まず、上段の漁港関係海岸保全事業費につ

きましては、市管理1漁港の海岸保全事業の内示増に伴う指導監督費の増でございます。

下段の漁港関係港整備事業費につきましては、説明欄をごらんください。

1の港整備交付金事業費は、隣接する港湾と漁港双方の一体的な整備を行うことで地域再生を図るものでございまして、今回、新規地区の追加に伴う増額をお願いするものでございます。

2の水産基盤ストックマネジメント事業は、施設の長寿命化対策の実施により、更新コストの平準化と縮減を図るものですが、国庫内示増に伴いまして、県管理漁港における機能保全計画の見直し、また、宮田漁港ほか1漁港で機能保全工事を実施する予定としております。

3につきましては、水産基盤整備事業を計画的、効率的、かつ円滑に実施するための調査を行う事業でございますが、同じく国庫内示増によるもので、有明海東地区における海域の調査を実施する予定としております。

漁港漁場整備課としましては、以上、合わせまして1億1,400万円余の増額補正をお願いしております。

次に、34ページをお願いいたします。

繰越明許費について御説明申し上げます。

34ページから36ページにかけて、計画に関する諸条件により、14事業、案件にいたしまして38件について繰り越しをお願いしております。

繰越額の合計は20億9,860万円余でございますが、このうち国の経済対策関連が4億7,325万円、通常分が16億2,535万円余となっております。いずれも年度内には全て完了する予定でございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくおんいをいたします。

○淵上陽一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いま

す。

質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 先ほど部長の御挨拶の中で、鳥インフルエンザの防疫体制、非常に庁内挙げて頑張って——これまで私たちも委員会で視察もさせていただいたんですが、非常にやっぱり具体的ないろんな皆さんの頑張りの経過を聞いていますが、この挨拶の中で、具体的に自衛隊、警察、建設業界、農業団体などとしてありますけれども、謙遜してこういう形だと思いますが、一番頑張ったのは県職員とそれぞれ自治体の職員じゃないかと思うんですが、具体的な数字でいけばどういう形になりますかね。

○矢野畜産課長 ただいまお尋ねの鳥インフルエンザの対策に対して、出ていただいた方の人数でございますけれども、4月13日から3日間の従事でございますけれども、トータルで4,235人でございます。そのうち、県職員が2,357名、そのうち警察400名でございます。それから、市町村が723名、農業団体でございますけれども、89名、建設業協会84名、それから農政局等の国の機関でございますけれども、82名、それから自衛隊900名、以上、大体合計で4,235名に従事をいただいたところでございます。

○岩中伸司委員 一回資料はいただいたような——正確な数を把握できていないので今質問したんですが、やっぱり圧倒的に県職員ですね。警察を含めて頑張っていたという事なので、部長の挨拶には言いにくいことでしょうかね。ここで私のほうから、本当に御苦労さんでしたということは告げたいというふうに思います。あんまり謙遜して報告をしないでいいんじゃないかと思しますので、つけ加えておきます。

○井手順雄委員 これは園芸課に質問になるかと思いますが、今回、大雪関係で相当な額の補助がついた、施設園芸ができる。

最近、農政の園芸のほうを見てみますと、随分手厚いあれがつくなど。水産から比べたら、本当うらやましい限りであるというふうに思っておりますが、今現在ハウス園芸というのは大型化している状況にあると思うんですね。そういう中で、最近、ここ1年か2年でもいいんですが、大体どれぐらいふえているのか。そういった、ヘクタール数でもいいし、棟数でもいいし、ふえる状況というのはどういうふうに今ありますか。

○古場園芸課長 全体の話としては、補助事業の関係で申し上げますと、強い農業づくり交付金というのが国の事業でございます。これで、25年度で60ヘクタールぐらい、それから、26年の計画でも、その半分の30ヘクタールぐらいの計画がございます。

○井手順雄委員 相当ふえているというような状況下にあるというふうな認識でよろしいんですかね。

そういう中で、結局、ハウスをつくろうかと、大型化していこうと、法人化して営農組織でやっていきましょうよとか、そういったところも追隨して加速していったこんな棟数がふえているという状況下に私はあると思うんですが、一方、熊本県の場合は、お父さんと息子とか、お父さん、お母さんの、例えば3反、4反の園芸でしている人がほとんどなんです。

そういった中で、いろんな流通関係の方から話をお聞きますと、そういった大型でやっていく人が全てその出荷量も多くなってきて、そういった小規模な園芸農家がどんどん減っていくような状況にあるんじゃないかということをしきりに心配されている。そういう中で、そういった大型化も必要なんです

が、そういった小規模、今までの農業、熊本県の農業を支えた農家、この辺の施策というのは何かありますか、逆に。

○古場園芸課長 先ほど申し上げました国の強い農業づくり交付金につきましても、5戸以上の組織で事業ができることになっております。そういう意味で、規模について、小規模の方はできないという制限はございませんので、ある一定の規模の方々についてはできるかというふうに思っております。

○井手順雄委員 それはわかっております。しかし、その5戸以上に入れない、もうそういうところには入る規模ではないと、いわゆる、耐候性ハウスとか、そういったお金——補助だけれども、かけられないというところが減少していくんですよ。これは、勝ち組、負け組じゃないけれども、そういった差がここ1～2年、顕著に見えているというような状況があるんですね。

そういう中で、補助事業という事業じゃなしに、そういった小規模農家を集約してブランド化をしていこうじゃないかとか、そういったソフト事業、そういうのをこれはあわせてやっていくべきじゃなかろうかと。

そういった大規模農家に対抗でき得る品物づくり、これだけ手厚か——農政のほうはです。農業はしよるわけだから、その辺はちょっと削ってでも、そういう小規模農家にもうちょっと手厚いいろんな事業を出すような、そして指導していくような、例えば流通でもいいじゃないですか。小規模は、こういった流通をしてくださいというようなそういう、何というの、差じゃないけれども、育っていくような環境をつくっていくかぬと、この農業というのは、今後本当衰退していくというか、減っていく状況に私はあると思うので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。何かありますか。

○梅本農林水産部長 大変根本的な御指摘でございますので、お答えさせていただきます。

私どものスタンスとしては2通りございまして、農業を産業として大規模化したり、経営力を高めたりするものと、それから、農村社会を守っていくためには、特に中山間とかで小規模のところがきちっと残ってもらって農村を守ってもらおうと、そういったところに対する手当て、政策というのを別途考えなくちゃいけないと思っております。

例えば施設園芸のハウスにつきましては、そんなに投資の要らない簡易な整備を促進するとか、あるいは小ロットの、例えばひご野菜とかに代表されますようなユニークな、しかも有機等で作った得がたいものを小さな農家がつくっておられます。そういったものを、例えば東京とか大阪のレストランとかにも紹介して、きちっと収入を得てもらおうような、そして、運送も、宅配でしますと高くつきますので、共同輸送したりするような流通の取り組みもあわせて行いまして手当てをするという、この2通りの視点を持って農政を進めていこうと思っております。

○井手順雄委員 よくわかりました。

セット販売だとか、あと例えば露地野菜だったら、推進とって、例えばトンネルにも補助するとか、そういった細々なやっぱり対応をしていくというのも今後私は必要だと思うので、ひとつ今部長がおっしゃったように、そういうところも守っていただきたいというふうに思います。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はございませんか。

○村上寅美委員 部長、繰り越しというか、

工事の総額は幾らぐらいになるの。わかったもんでよか。

○田中農林水産政策課長 明許繰越が、本年度が262億円でございます。

○村上寅美委員 全体で。

○田中農林水産政策課長 はい、部全体で262億円でございます。

○村上寅美委員 今説明を聞きよったら、繰り越しているけども、工事が終わりましたと、5月ごろ、というのも大体出て、これは260から引くわけだろう、その分は。

○田中農林水産政策課長 これは昨年度の12月議会と2月議会で御承認いただいた分でございますので、その中にはもう終わっているものもございませし、まだ完了していないものもございませ。両方入っております。

○村上寅美委員 だから、260億の中とは別。

○田中農林水産政策課長 262億円の中に完了したものもございませ。

○村上寅美委員 だから、その辺はわからんね。大体どの程度——今何人かの課長がもう終わりましたという説明があったものだから。だから260億から引いていいんじゃないかと思うから。

○田中農林水産政策課長 ちょっと全体的に完了したのがどれぐらいというのは、数値としては今持っておりません。

○村上寅美委員 それが実態だけん。実態はそうでしょうが。あなたたちは数字で12月と

2月の議会の分の未消という形で整理しとるけど。それはそれで結構だけど、実態がどの程度かなというのを把握したい。

例えば、阿蘇なんか、あれだけ7.12でやられたけど、農業のほうは意外と終わっているんじゃないの、もう進んでいるんじゃないの、土木と違うて。そういうふうには聞いとるが、その辺の実態はどうなの。本当の実態はどうですか。

○池田農地整備課長 県営災害につきましては、おおむね完了しております。それで、6月から作付を行っていただいております。あと、一部舗装等が残っておりますが、おおむね完了しております。

○村上寅美委員 わかりませ。後で数字を教えてください。概算でいいから。何も問題視する問題じゃなかつたけん。ちょっと確認しておきたい。

○淵上陽一委員長 それなら、後でまた、それぞれに御報告をお願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 1個だけ。私が、かなり耳が遠くなつたので、西山課長の、さっきは県内の直売所の数で107億円とかというお話があつたんですが、それは。

○西山流通企画課長 ちょっと私が107億と言いました。こちらの116億のほうは正しいということをお願いしたいと思ひます。

53ページの梓書きの中の2段目になりますけれども、一応專業の部分がちょっと抜けた数字を言つてしまいましたので、そういうことで、農林水産物の全体の中には、107億の中には、物販として水産の部分も入っております。そういうことでございませ。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

県内直売所って、ちなみにこの調査で何か所ぐらいありますか。

○西山流通企画課長 200ぐらいです。把握しているのは216です。回答数が196だったと思いますけれども、大体そういう形です。

○岩中伸司委員 ありがとうございます。

○井手順雄委員 私、趣味が日曜大工なんです。それで、よく犬小屋をつくったり、そういうときに、県産材を買いに行こうかというふうなことで行くんですけども。熊本一円のホームセンターとか、なかっすね。外材ばかりで。

それに関する事業で、材木利用普及啓発事業なんてやっておられますけれども、その辺はどこで買えば県産材は買えるんですか。一般県民が。そういった、例えばホームセンターの一角に、県か森林組合でもいいけれども、営業して、一角に杉の4寸角ば置くとか、杉板の県産材を置かせてくれとか、そういった啓発もこれは入っとるんですかね。

○江上林業振興課長 県産材の日曜大工とかで購入されるやつも、ホームセンターの一角には置いてはございます。外材ばかりでは……

○井手順雄委員 なか。

○江上林業振興課長 いえ、私が行くところには置いてありますけれども。それと、森林組合等、木工を手がけるところもありますので、そういうところに行けば、その材料の手配もできるようになっております。

○井手順雄委員 こんぐらいの、4センチ5ミリ角ぐらいのはあるよ。杉のね。しかしな

がら、もうちょっと立派な4寸角とか、5寸、6寸の柱になるような材木とか、そういうのをもし置けるならば、熊本県産材ですとか、そういった、何ですか、PRじゃなかばってん、書いていただくと、ああと思うんですけどよ。

結局、何か外材、米松とか、米杉とか、あぎゃんとばかり今入ってきております。だけん、そういうのしか買えぬけんね。やっぱりその辺は——ツーバイフォーあたりのカットで売れば、まだ売れると思うばってんですね。その辺もよろしくお願いします。済みません、我が趣味のことで。だけん、ちゃんと書いてよ。

○淵上陽一委員長 指導をよろしく願いしておきます。

ほかに質疑はありませんか。

○浦田祐三子委員 ハラル対応牛肉輸出促進事業について、済みません、もうちょっと詳細に御説明をいただきたいと思います。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

ただいまお尋ねのハラル対応施設でございますけれども、具体的に申しますと、錦町にございますゼンカイミートの屠畜場でございます。

ハラルとして国外に輸出するためには、その国のイスラムに基づく認証と、あわせてまた2国間によります衛生条件等を含めました両方の交渉妥結が必要でございます。

インドネシア側からの認証につきまして、ハラル対応という証明につきましては以前いただいておったんですけども、4月11日にインドネシアの国のほうから査察がございました。その査察におきまして指摘を受けた事項についての改修を行うための補助でございます。

具体的に申し上げますと、ハラル対応の

食肉と通常ベースの食肉については、交差が絶対あってはならないということでございますので、ハラル専用の冷凍冷蔵庫ですとか、内臓の処理ラインですとか、そういったものの施設整備を行うものでございます。あわせて、解体室、カット室等の補修を行うものでございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員長 済みません、これは、いつぐらいから、どのぐらいの量、出口というのはどこか、今わかるところがあれば一緒に教えていただければと思いますけれども。

○矢野畜産課長 先ほど申しあげましたインドネシアの国としての認証——先日、査察が参りましたけれども、それを受けて2国間交渉が調べ、具体的に輸出ということが可能になるかと思っております。

今現在、インドネシア側のほうからは、100トンのオファーを今のところ受けてございます。まずは、そのぐらいからいけるかなというふうに思っておりますけれども、ちょっと時期については、2国間交渉になるものですから、いつ来るかというのは、ちょっと今段階では申し上げる段階にはございません。

○浦田祐三子委員 あわせて、これからのインドネシアでのイベントや商談会への参加ということで、具体的にこれも何か決まっているんですか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

先ほど申しましたように、ちょっと時期につきましてはまだはっきり決まっておりませんが、早ければ7月ぐらいには両国の交渉がまとまるかなというふうに思っております。

もしその段階でいければ、10月に知事のトップセールスあたりも計画しております

て、インドネシアにおきましての県産牛肉のPR等を進めてまいりたいというふうに考えております。具体的にはこれからになるかと思えます。

○浦田祐三子委員 ありがとうございます。

非常にこれからインドネシアとのおつき合いとかに関心を持っていますので、ぜひしっかり力を注いでいただきたいと思えます。

以上です。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 これは、ここでお聞きしているかわからぬとですけれども。この予算書の中に農地・農業振興課の予算があるんですけども、これは事業説明というのは今はなかったかな。24億かな。（発言する者あり）いやいや、えらい難しい質問じゃないですよ。農地・農業振興課、24億。説明資料の中に名前も載つとらっさんけん、何の仕事をしよらすかわからぬ。単純な質問ですよ。

○本田農地・農業振興課長 1ページのところでおっしゃっておるかと思いますが、今回、うちの農地・農業振興課については補正がございませんので、説明をしております。当初、補正前の額の24億というのはございます。

○堤泰宏委員 いや、だけん、どぎゃん仕事ばしよんなはつとかかわからぬけん聞きよる。えらい難しいことじゃなかです。

○本田農地・農業振興課長 仕事の内容は、農地の集積ですとか、耕作放棄地対策ですとか、あと農地の転用、農振関係の業務をやっております。

○堤泰宏委員 農振関係ばここでしょうなはる。なるほど、わかりました。

○村上寅美委員 わからぬでわかりましたて言わす。

○堤泰宏委員 いや、大体わかったです。農振のつやらばしよらすとな。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第3号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、担当課長から報告をお願いいたします。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

熊本県水とみどりの森づくり税について御報告させていただきます。

資料は、このカラーのA3の1枚紙でございます。

熊本県では、平成17年度にこの森づくり税を創設しまして、これまで森林の公益的機能の維持、増進を図るなど、施策に取り組んでおります。

平成26年度は、平成21年度の条例改正から5年が経過いたします。条例の中で、施行後5年を目途に、条例の施行状況等を勘案して検討を行うことになっております。本日は、これまでの取り組みの成果と今後の方向性の案につきまして、検討状況を御報告いたします。

まず、資料のIのところに税の概要を記載しております。

1の課税の目的でございます。

本税は、下線を引いておりますけれども、森林を全ての県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林の有する公益的機能の維持増進を図る施策に要する経費に充てるため、課税されているところでございます。

2の税の仕組みでございます。

県民税均等割の超過課税方式としまして、個人県民税は年額500円、法人県民税は均等割の5%相当額を徴収しております。年間の税収は約4億8,000万程度でございます。

3、税収額でございます。

本年度の税収見込み額計を含めまして、過去10年間で47億円程度の税収となっております。

次に、IIの事業の実績でございます。

事業は、1の森林の公益的機能の発揮に向

けた取り組みと、2の県民参加の森づくりを推進するための普及啓発の取り組み、この2つの柱で取り組んできております。

1の森林の公益的機能の発揮に向けた取り組みでは、(1)の手入れの行き届いていない杉、ヒノキの人工林について、9,716ヘクタールの針広混交林化を行うとともに、(2)の下流域保全のための広葉樹等の植栽、また、(3)の鹿による森林被害を防除する事業などを実施しております。

また、右側の2の県民参加の森づくりを推進するための普及啓発では、(1)の住民団体等が実施する植栽や間伐などの支援により、県民約4万5,000人が参加するとともに、(2)の児童生徒等の森林整備体験への支援を実施しております。また、(3)の木製の遊具や机など、木に触れる環境づくりを支援しております。

こうした事業に取り組む中で、近年、取り巻く状況の変化をその下に記載しております。

左側の1に記載しておりますが、放棄森林を解消し、公益的機能を果たす森林への再生を強化する必要性が増大しております。

また、熊本県は、生活用水の約8割を地下水に依存しておりますが、2の森林の地下水涵養域の増進が重要となっております。

右側の1に記載の山村の過疎化、高齢化により、地域の担い手が急務であるとともに、2になります。森林や里山景観、鹿対策等の地域対策の必要性が増大しております。

最後に、下段のⅢ、第3期の方向性の案でございます。

取り巻く状況の変化に対応しまして、より一層公益的機能の増進を図るため、第3期の方向性の案としまして、次の3つを柱として検討を進めております。

まず、1、水源涵養機能などを発揮するための森林づくりとしまして、針広混交林化などを継続の上、森林所有者に対して森林整備

の働きかけ等を進めていくこととしております。

続いて、2の森林の重要性を伝え、森林を守り育てるための担い手の育成でございますが、山村地域や森林を守り育てる地場林家等の地域リーダーの育成等を進めることとしております。

また、3の森林、木材を生かした地域・景観づくりとしまして、森林などの維持に支障を及ぼす鹿対策を継続させるなど、地域対策に取り組むこととしております。

このような形で検討を始めておまして、今後、議会を初め関係者の意見などを伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○園田農業技術課長 農業技術課でございます。

地下水と土を育む農業の推進について御説明をいたします。

1ページをお開きください。

現状でございますが、環境に優しい農業推進のため、これまで土づくり・減農薬運動や熊本型有機農産物「有作くん」認証制度など、さまざまな対策に取り組んでまいりました。

現在はくまもとグリーン農業を展開しておまして、ここに書いておりますような、環境に優しい施肥、防除技術、土づくりの推進、それから、グリーン農業により生産された農産物の販売拡大、消費者へのPR活動などに取り組んでいるところでございます。

これまでの取り組みと課題でございますが、グリーン農業の生産者数を目標の2万3,000戸へ倍増させるとともに、消費者の応援宣言も5,000人を超えてきております。

しかし、まだ身近にグリーン農業マークの農産物は余り見かけないという声もございます。今後、グリーン農業農産物のさらなる生

産と消費拡大へつなげるためには、もっと県民を巻き込んで、永続的なうねりをつくり出すことが重要というふうに考えております。

さらに、飼料用米の作付拡大を促す減反政策の見直し、それから、地下水保全に対する農業分野の取り組み強化が求められてきているところでございます。

ここで、2ページをお開きください。

2ページ以降は、これまで取り組んできたことについての具体的な説明資料でございます。

まず、土づくり・減農薬運動からくまもとグリーン農業へ展開いたしまして、ここにグラフに出しておりますように、この25年間で化学肥料の総使用量は6割以上削減しております。

3ページでございます。

3ページは、グリーン農業の推進状況です。

右上のグラフは、グリーン農業宣言者数の推移でございますが、平成25年度の実績は、生産宣言した農家数が1万1,797軒、応援宣言をした消費者の数が5,605件というふうになっております。

27年度の目標につきましては、それぞれ2万3,000、それから1万ということで、目標を設定しているところでございます。

下の三角形の図は、生産宣言をした中身を示したものでございます。

上に行くほどレベルの高い取り組みですが、下の2つのエコファーマー、それから、環境に優しい農業がこの中の8割を占めております。これをもっと上の段階に引き上げていく必要があるというように考えております。

続きまして、4ページでございます。

これまで、土壌分析を実施するとともに、堆肥を有効活用しながら施肥基準を見直すなどを行いまして、化学肥料を削減してきた取り組みを示しております。このように、施肥

基準をかなり見直しながら削減を図ってきたということでございます。

それから、5ページでございますが、5ページは、堆肥の利用、流通の促進でございますが、良質堆肥をつくるために堆肥コンクールを開催しております、「たい肥の達人」現在25人を認定しておりますが、堆肥の完熟度もかなりよくなってきたということでございます。

それから、下のグラフでございますが、堆肥の広域流通、これも年々その量が拡大しております、今5万6,000トンほどの流通が進んでおるということでございます。

続きまして、6ページでございます。

このような取り組みをさらに進めるために、畜産農家から野菜農家などへの耕種農家へさらに多くの堆肥を流通させ、水田を活用した飼料用米を畜産農家へ供給する体制を整えるとともに、下に書いておりますような、くまもとグリーン農業をさらに発展させていく必要がございます。

このための方策として——1ページに戻っていただきたいと思っております。1ページの下段のほうに書いてありますが、地下水と水を育むための対策(案)といたしまして、くまもとグリーン農業をさらに加速させ、熊本の地下水と土の50年先、100年先を見据えて、年度内の条例化を視野に入れて、検討に着手したいと考えております。

条例の中身につきましては、ここに挙げてございます①番から⑤番目を切り口として検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

お手元の資料に、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてということで配付してあるかと思っておりますけれども、それにつきまして御報告いたします。

1ページをお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザへの対応状況でございます。

4月13日に発生いたしました高病原性鳥インフルエンザにつきましては、知事の指示のもと、対策の4原則にのっとり対応いたしました。4月16日の防疫措置完了後、考える得る最短の5月8日に知事が終息を宣言し、全ての制限を解除することができました。

封じ込めに導いた4つのポイントを整理しております。

1点目は、迅速な通報及び防疫着手でございます。

農家との日ごろのコミュニケーションによりまして、早期通報をいただきましたけれども、あわせて、簡易検査陽性の段階から防疫の事前準備に着手をいたしました。

2点目は、厳格な初動、封じ込めでございます。

初動から24時間、1,000名、72時間、4,200名態勢で臨みました。

3点目は、国、自治体、関係団体との強力な連携でございます。

日ごろから、自衛隊、建設業協会、JA、国、市町村などと連携をとりながら、協力関係を構築していたことも大きいと考えております。

4点目は、平常時からの防疫演習の実施、埋却地や消毒ポイント箇所の設定を行っていたことでございます。

防疫演習は、関係機関にも参加いただき、県全体ではなく、各振興局単位なども含めますと、昨年度は約20回実施いたしました。

また、消毒ポイント候補地といたしまして、あらかじめ約500カ所を選定いたしました。短時間での消毒ポイント設置につながったものと考えております。

2ページをお願いいたします。

2の検証に基づく熊本県防疫マニュアルの見直しの方向性についてでございます。

今回、初動が早く、防疫措置は、基準でございます発生後72時間以内に終息をいたしました。現場におきましては、資材調達のおくれ、連絡体制の不備など、多くの反省点もございました。

そこで、防疫作業に従事いたしました一般職員に対するヒアリングやアンケートの実施、また、市町村や関係機関などからも幅広く意見を聴取いたしました。これらの意見を検証し、今後の発生に備えた防疫措置の迅速化と強化を図るために、防疫マニュアルの見直しに着手したところでございます。

防疫対策の強化という面でございますけれども、発生農場の防疫措置の強化、指揮命令系統の確立でございます。

今回は、羽数が10万羽を超えるということで、多数の人員を農場に送り込みましたが、統率のとれた作業が困難となる場面が見られました。そのため、作業班のリーダーを設け、班ごとの効率的な作業ができるようにすること、支援センターでの人、資材を管理するための総括責任者配置など体制を強化すること、人事異動後の研修会の早期開催などを行うことといたしております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

人員確保、資材などの総合対策の強化でございます。

対策本部と現地対策本部の情報の共有化、連携強化でございますが、今回、農場内と支援センター、そして本部との連絡体制が、情報機器の不足などによりまして不十分な点もございました。通信手段をきちんと配備することや、マスコミへの情報提供のための撮影班の配置、簡易検査陽性段階での関係機関への通報をするということを行いました。

3点目は、発生規模、防疫期限に応じた動員についてでございます。

これまで、肉用鶏4万羽規模での動員計画を作成しておりましたけれども、発生規模に

応じた動員計画の事前作成を行います。また、発生農場、地勢、気象条件に応じた派遣によりまして、24時間での殺処分、72時間での防疫措置完了に向けた派遣要請を行えるようにいたします。

4点目は、発生に備えた適正な防疫資材の備蓄でございます。

これまで、平均的な4万羽想定を備蓄しておりましたが、今回は10万羽を超えたことから、資材備蓄量を10万羽想定といたしました。また、備蓄も、中央家保以外に、そのほかに4つの保健所がございますけれども、それぞれの各保健所に1派遣分を備蓄いたします。

また、追加資材の確保先につきましては、あらかじめ連絡先等を確認しておりましたが、今回は発生確認が休日で、しかも夜間だったことから、相手先と連絡がとれず、不足資材の確保や運搬の要請が非常に困難を伴いました。そこで、休日、深夜における備蓄資材配送計画を策定いたします。

5点目に、作業工程に応じた資材在庫、資材補給でございますが、先ほど申しましたように、夜間での資材確保が困難であったこともありますが、農場と支援センターと本部での情報連携不足もございまして、在庫と必要量の把握ができなかった場面もございました。

そこで、支援センターに工程管理者を置き、常に資材の確保、使用状況を把握し、管理できるようにいたします。

以上、検証に基づく熊本県防疫マニュアル見直しの方向性を説明いたしました。現在、これら事項を踏まえ防疫マニュアル改定に取り組んでおり、今月中には改定作業を終了し、関係機関と情報を共有化していくこととしております。

このことにより、発生後の防疫体制の強化を図るとともに、日常の防疫対策の徹底について指導を強化してまいります。

高病原性鳥インフルエンザへの対応についての報告につきましては以上でございます。

○淵上陽一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 最初に報告してくれた水とみどりのこれに、2番目の法人、資本金額に応じてと書いてある下に県民税、それから均等割と書いてあるが、法人の場合は、これは資本金に応じてというのが、大体どういう仕分け方になつとるかな。

○田中農林水産政策課長 法人のほうは、資本金額に応じまして額が変わっております。例えば50億円を超える部分は、年額4万円でございます。それからずっと刻んではございますけれども、例えば1,000万円以下になりますと、年額が1,000円でございます。その間に、資本金額に応じて額の違いが設定してあります。

○村上寅美委員 私は、一回農水かどこかで質問したと思うけど。これだけ貴重な水が、やっぱり日本一の水量ということで、地下水でね、我々は恵まれているけど、本当に水は大事だと思うんですよ。

この水を商品化している企業があるでしょう、水自体を。水を使ってI Cとかいろいろあるように——水を使っている人を言っているわけじゃないよ。水本体を商品化して販売している。こういう人たちはただたいね、水は。

それと、御船あたりには、夜中というか、福岡あたりから保冷車で何台で毎日くみ上げよるて、これは吉本議員が言いよったが、古くから。そういうのは放置しとっていいのかと思うた。水を商品にしているわけだから。この商品に対しての質問よ、僕んた。そうい

う貴重な水をたい、ただでやる必要はなかって思うばってん、どぎゃんね。

○田中農林水産政策課長 これは環境の分野にもかかわってまいりますけれども、地下水の関係については、大口の取得者とかにつきましても協力金——税という形ではございませんけれども、協力金という形で金額を徴収しているというふうに……

○村上寅美委員 そがんしたことでごまかすけんいかんたい。水自体が商品になりよるとだけん。企業としての協力金はどれぐらい出よるや、それなら。

○田中農林水産政策課長 済みません、ちょっと今手元に数字を持っておりませんので。

○村上寅美委員 詳しく俺に教えてくれ。

○田中農林水産政策課長 後ほど、またこちらのほうから御報告いたします。

○村上寅美委員 だから、水を利用して企業を誘致して、こっちに來られて水を使っているということを言っているんじゃないですよ。水は使わないかぬから。水を求めて熊本に來られたなら、ICなんかそうでしょうが。僕が言っているのは、井手君が言ったこれたい。こういうのを企業が使っているやつは、やっぱり何がしかのあれをいただいてもいいんじゃないかなと思う。それは調べとって。全国的なこともちょっと調べとって。俺は、こういう貴重な水をただで持っていくという法はなかるうと思うがな。と思うから、要望しときます。結構です。

○井手順雄委員 同じく、森づくり税について質問いたしますが、もう既に17年から10年、1期、2期と終わられて、今度3期の案

というのがありますが、また継続してされるんですか、この事業は。先ほど話がありませんでしたけれども。

○田中農林水産政策課長 先ほど実績とかを御説明しましたとおり、森林の公益的機能に非常に効果を上げていると考えておりますので、継続ということでこの方向性を出しておるところでございます。

○井手順雄委員 そういうことであれば、県民あたりは、特別税として500円個人的に払っている。そういう状況の中で、5年、5年の総括というのは何かされて、県民にお知らせしているというのはありますか、何か。

○田中農林水産政策課長 毎年度、実績については、ホームページで御報告あたりをしたり、あるいは新聞あたりに掲載して、その事業の効果あたりをお示ししているところでございます。

○井手順雄委員 実績はよくわかります。しかし、それで実績があつて、なら、どこがどうなったのかと、どういうふうによくなったのか森林がとか、どういうふうに水の涵養ができてきたのかとか、そういった踏み込んだ検証、やっぱりこればして県民の理解を得なければ、勝手に5年更新で継続してしていきななつてもつてのほかだと思ひます。それは、そういったことをやりながら県民に知らせてください。

それと、この課税の目的という中で、森林を全ての県民の財産として、公益的機能の維持増進を図ると。これは、山から川を通じて海に流れてくるんですよ。何で海というのがこれは入ってないのかなと。こういう基本的な、課税の目的の中で、5年更新の中で、山と川と海はつながっていますよというような文言も——これはもう大分前から私言ってい

ます。そういったことも検討していただきたいというふうに思いますし、今期、3期の目標の中で、災害時の漁業者等が実施する流木除去というような、3番に書いてありますけれども、一昨年の阿蘇の大水害、5日間で推定80万立米、阿蘇から膨大な火山灰が流れてきたんですよ、有明海に。そのとき、大変でした。今でも、二枚貝、アサリ貝、ハマグリがとれません、白川河口では。

そういう状況下の中で、この3番に書いてありますけれども、流木等も最近半端じゃない。それとか、流木にしても、小さいごみです、ヨシとか、そういうのが最近では異常に多く発生して、漁場はノリ養殖場があるんですよ、有明海には。目に見えないごみも、今は消費者から言わせれば、もう受けつけないというような状況の中で大変苦労している。ノリ業者さんは、そのごみとり機をつけてなければもう商品にならないと、こういうところまで来ているんですよ。

そういう中で、ここに書いてありますけれども、過去10年間、そういった流木等の除去は、何回、幾らぐらいされましたか、今まで。それをお聞かせください。

この森づくり税を用いて——今22億も基金で積んどんなはるですけれども、このお金を用いて、そういう流木の撤去をしたという事業はあるんですか、なかっですか。

○平岡水産局長 詳しい資料はちょっと手元に持ってきておりませんが、私の記憶の中で御説明させていただきたいと思っておりますけれども、阿蘇の大水害の前に、漁民の方が流木を処分されることに対して、1回か2回助成を出した記憶がございます。金額的には300万程度だったと思っておりますけれども。

○井手順雄委員 ありません。ありません。

それで、さっきも言ったように、漁民も、森づくり税500円払っているんですよ。さっ

き言ったように、やっぱりつながっているわけですよ。最終的な、そういったごみの除去とか、もうボランティアでやっているんですよ、しょうがないけん。我がで製品をつくらなにかぬから。そういうところに、私は再三、この森づくり税の中から、些少でいいけん、毎年毎年、清掃代に出してくれんですかということはもう延々と言っています、この税金ができたときから。全く県は動かない。これはどういうことでしょうか。結局、山と海は関係ないと思うんですか。どうでしょうか、執行部。どぎゃん思いますか。

○梅本農林水産部長 大変大切な点を今幾つか御指摘がございました。

1つは、5年目、10年目の区切りを迎えているんだから、毎年毎年の実績ではなくて、きちっと検証して、そして県民に御説明し、そして継続するならするで、理解を得るようにしなさいという、その点はきちっと受けとめさせていただいて、これから、この1年、委員会で御議論いただきますけれども、早目にお示ししながら、この委員会を中心に御議論いただきたいと思いますと思っております。

2点目でございますけれども、確かにこの10年間、この目的にありますように、森林を全ての県民の財産として守るということから、ここにありますような、公益的機能とか森づくりとかいうことがメインでといますか、そこを中心でといますか、ほぼそこにこの税金を使わせていただいております。

私ども、今御指摘のような、大水害のときの流木処理を漁民にお願いしたりしまして、これはやっぱり漁民の方も、山の重要性を認識しながら、大変な御苦勞をいただいて流木処理をいただいたし、また、一方において、漁民の森をつくっていただいたり、さまざまな川下、川上の連携の取り組みが出てきております。

そういった意味で、この10年が終わって、

今後継続させていただくに当たっては、今の
ような視点を新たにきちっと入れまして、そ
して、そこをある意味で柱として、新たに柱
立てをして、そういったものに使わせていた
だく、そういう方向性が出ればいいなと思っ
ております。

その議論をこの1年させていただく、そう
いったことで、この次の5年間については、
流木被害に対する漁民の御負担等に対しても
この税を使わせていただくことができるよう
にできればと考えております。

○井手順雄委員 わかりました。

実は、この2期の当初の部分のときにこう
いった質問をいたしました。それで、それな
ら出しましょうと、その事業の中で清掃費を
考えますというところで、水産関係の窓口と
してJFに持ってこられたわけですよ。ハー
ドルがこがんだ高いんですね。いかにも使わせ
るなというようなハードルで持ってきたん
ですよ。ですから、JFは断念されたんです。
そういった経緯があります。

ですから、やはり山をつくるならば、海も
あわせてやっていただきたいという気持ち
を持ってですよ。やっぱり山も川も海も同じ
なんです。つながっているんです。そこは、
この水とみどりの森づくり税というのは、
そこに使っていただければということで
質問したわけでございますので、今部長の答
弁のように、今後対策を考えていくという
ことでありますので、ひとつ前向きに願
いいたします。

○村上寅美委員 私もちよっと関係している
NPOがあるけど、名称から、金峰・有明環
境会議というNPOの法人があります。どこ
か課は知っているだろう。植林と伐採、下刈
り、春、秋やっていますから。

それは、今井手君が言ったのもそうだけ
ど、俺はもうちょっと、やっぱり有明海は終

未処理場ですよ、実態の。それと、やっぱり
昔は100年周期に農業干拓というのがずっと
やられているけど、ほとんど熊本新港以外は
有明海はさわってないな。そういうことで、
生活排水も含めて、今の話と一緒にけど、こ
れは一体ですよ。

だから、ごみとか泥とかもちろんそれ
もだけど、有明海とか、そういう海が全ての犠
牲になつとるわけよ。そうでしょう。だか
ら、そういうのが見えないうちに、だから、
何項目か集めて有明海再生で特別委員会まで
つくって、いろんな項目をしているから、こ
れは実行してくれないかぬわけたいね、4県
で。それも、熊本が見本で、4県で事務レ
ベルで交渉をして、そして有明海の特措法とい
うのはできたんですよ、有明海再生のため
に。

ということは、ノリもアサリもそうだけ
ど、全て沿岸の漁業というのは、ほとんどが
死滅してしまって、育ちません、今は。ほと
んど育ってない、有明は。ということは、も
う土壌自体がヘドロ化しとるということもあ
るから、これは何回も質問しとるけど、この
辺を、梅本君、やっぱり中長期的な対策とし
て——国にも言っていますよ、これは。国に
も行きました。だから、ぜひ、今井手君が言
った問題も含めて、有明海の問題を検討して
ください。

それで、ちなみに、この前、僕は東京都に
行ってきただけど、東京湾は臭くてどうし
ょうもなかったって言ったら、今どうですか。
ウナギとかアナゴが、江戸前でびんびん食
われるぐらいよりか、名産になつとる。何
と、東京都と隣県の下水処理が全部完備さ
れる。全部完備されてから、本当に今東京湾
は、そんな江戸前の握りに使うような魚にな
っているんですよ。行ってきた、僕は見に。
今度質問しようと思うとるから。

だから、ぜひ有明海も、今そういうヘドロ
が蓄積しているんだから。だから、そういう

のは生活排水から農業から、それから災害があったら山林が崩れて、川に入ったらもうヘドロですからね。それが、やっぱり100年間もずっとそのまま、流れたままで来ているというようなことですから、ぜひこれは本格的に、大がかりに検討をしてもらいたいということを、答弁はできぬでしょうから、要望をしておきます。

それから、今さっきはノリの問題であったけど、県管理河川に木が植わるところがある。木が、中州ができて。そして、さっき言った、ごみがあって、それが網にかかって漁ができぬという要望はもう幾つも来とる。だから、県管理の河川の調査もまずやってください。坪井川とかいろいろあるでしょう、県管理の河川の。どういう状況かというのを。草ぐらいならよかばってん、木の植わるところがある。その辺もやっぱり管理者としてはちょっと見てもらいたい。

○梅本農林水産部長 この水とみどりの森づくり税につきましては、きょう初めて、ことし1年間、こんな形で県民の声を踏まえながらということは、県民の代表でありますこの委員会で御議論いただきながら、継続に向けて御議論いただきたいという、その最初だと思っております。

本日の御意見を踏まえて、きちっとした柱立て、そして、御議論いただくようなものを示して、深めていただくように、ぜひ準備させていただきたいと思っております。

○淵上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 鳥インフルエンザのこの報告資料の4ページ、もうたくさん委員さんから皆さんに対する敬意は表してありますので、それは省略をいたします。

多良木農場が5万6,000羽、それから相良

村農場が5万6,000羽、これは全て殺処分されて埋却をされたわけですね。これは敷地内に埋められたわけですね。

それで、時間の経過も書いてあります。そして、4月16日に埋却処分完了。それから、ずっと進みまして、一番下の欄に、多良木農場は、8月1日からひなを入れるということでしょうね。それから、相良農場は、もうひながやがて入るわけでしょうね。そういうことの過程で、5月末までに発生農家に対する国の補償の完了、この補償というのは、どのような補償でしょうかね。個人が共済とかにも掛けておられるかもしれぬし、それから、国は、また独自で経営再開ができるような補償をされたのかなと思いますので、ちょっと知りたいなと思ってですね。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

ただいまお尋ねの補償関係でございますけれども、5月末までに国の補償完了と書いてございますけれども、これにつきましては、殺処分した鳥の費用、それから、同じく汚染物品でございます、そのときに備蓄してあった餌ですとか、そういったものも全て穴の中に埋却をいたしました。

それにつきましては、積算をいたしまして、国のほうが発生農場に対してお金を払うという形になってございます。これについては、県じゃなくて、国が直接払うというような形になってございます。

それから、農業共済につきましては、プロイラー関係は対象となっておりませんので、農業共済対象はございませんけれども、互助基金と申しまして、万が一のときにということで農家がそういう掛金を負担して、そういう制度がございまして、それにつきましては、この発生農家につきましては互助基金のほうに入っていただいたので、その方に対しては出る形になるかというふうに思っております。

以上でございます。

○堤泰宏委員 それはもう経営支援のお金になるですね。国のは、まあ俗語で言うと、鶏とか餌を買い上げたような形ですよ、国の分は。そうすると、互助資金は、その間の収入がないわけでしょう。ですから、それを経営支援するとかじゃないかなと思って、ちょっと。

○矢野畜産課長 ただいま申しあげました国のほうは、損害につきまして、国のほうが一応100%、10分の10出すという形になってございますので、殺処分しました鳥につきましては出されるわけでございますけれども、新たにそれを経営再開に向けてのお金に使われるかというふうに思っております。

○堤泰宏委員 いやいや、その互助のお金は、やっぱり経営支援をするわけでしょうたいな。その鳥が何羽死んだから幾ら出すとか、そういうことじゃないとでしょう。今、相互互助の何か。

○矢野畜産課長 ちょっと説明が悪くて申しわけございませんでした。

国のほうで払いますのは、殺処分いたしました鳥とか、それから餌とか、そういった埋め込みました資材とかにつきましてお金を出すという制度のものでございます。

これは経営再建に使われるものと思えますけれども、もう1つ申しあげましたのは、互助基金という制度がございまして、それについては、新たにこの農家が経営再建する場合に、それに対して幾らか出ると。ちょっと詳細については把握しておりませんが、農家に対して、その互助基金側から支払うという形になるということでございます。

○堤泰宏委員 それで、国の補償は経営支援

には行かぬと思うですね。ひなの導入費、餌、これは購買しとるわけでしょう。買うとるわけでしょう、養鶏農家が。だから、それを代がわりするだけですから、経営資金には行かぬですよ、これは。と私は思います。だから、経営を再開する経営支援というのが要るはずですよ。だけん、お尋ねしたんですね。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

確かに、おっしゃられますように、殺処分をいたしました鳥とか、汚染物品を処分したのについてお金が来るということでございますけれども、それについて、まあ農家がどういうふうにお金を使われるかわかりませんが、経営再建をするためには、そのお金を含めまして、あるいは農家の規模によりまして、資金を借り入れるなどの形は出てくるかなというふうに思います。

○堤泰宏委員 なら、もうよかです、これは。切りがないけんですね。

○浦田祐三子委員 私からも、今回の鳥インフルエンザに対する対応につきましては、心から本当にこういう迅速な対応に敬意を表したいというふうに思います。

視察等にも行かせていただきましたけれども、その中でも話が上がっていましたが、殺処分に当たった職員の方、職員以外の方もそうですけれども、そういった方々に対する精神的な、メンタルな部分の何らかの対応はされていらっしゃるのか。わかる範囲でいいので教えていただけますか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

ただいま委員がおっしゃいましたように、日ごろさわったことのない鳥、しかも、その殺処分という作業につかれるということ、メンタル面の心配ということも確かにござ

いました。これにつきましては、健康福祉部の専門のほうが、ヒアリングですか、アンケートとか、それから、受け付け、相談窓口の設置とかをやっていただきました。

それにつきまして、メンタル的に問題が出てきたという形は、今のところ私どものほうには聞こえてきておりません。基本的に、今の段階では大丈夫かなというふうに思っております。

○浦田祐三子委員 わかりました。ありがとうございます。

今後ないことを願うんですけども、そういった部分の対応もまた頭に入れていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩中伸司委員 もとに戻って申しわけありませんが、水とみどりの森づくり税で、これはいろいろ今質問が出ましたが、私は、平成17年当時、これはどうもこの税制導入のときに反対討論をしたのかなと、これには反対をしたんだなというような記憶があります。

当時は、やっぱり環境を大切にしたいとか、いろんな森を大事にしたい、これは思いは一緒ですけども、こういう目的税になれば、もう10年たって、今でも1人500円の税と——これは年間ですけども、ここで先ほど紹介があったとおり、徴収されているんですが、ほとんどの県民は、こういう税金を払っていることそのものが、もう今認識としてはないんじゃないかと思うんですね。ですから、私は、本来なら、この目的に対するやつも、予算の中で、財政を確保する中でやっぱり使っていくべきだというふうな、そういう主張をしたと思うんですが、今でもその気持ちは同じです。

たしか、これが一番最初にスタートした、まあ高知県あたりが突破口だったんじゃないかなと思うんですが、それからすれば、もう

この間10年以上たって、熊本県も、早いほうで導入されたと思うんですね。

これは5年ごとの区切りでこうなっているんですが、現在は全国の各県がやっているのかなという、私は、まだこういう——名称はいろいろ各県で違うと思うんですが、これに似たような、いわゆる環境税みたいな形で導入されていない県というのは、どれくらいあるんですか。

○田中農林水産政策課長 全国で現在——名称は違いますけれども、全国で33県が同様な制度を持っております。ですから、残りの県がまだというところでございます。

○岩中伸司委員 そうすると、これを導入していない県も、同じように森を大切にしている県や都道府県と思いますね。ここでやっている事業がそれなりになされているというふうに思いますが、これは、熊本県は第3期を今度は提起をされるんですが、永久的な税に位置づけられているのかなという感じがしますが、そこはどうですか。

それと、導入して、例えば5年でやめた県とかいうのがあるのかどうなのか。それはありますかね。

○田中農林水産政策課長 導入して、途中でやめた県というのはございません。

○岩中伸司委員 そうすると、やっぱりこれは一つ導入したら、その金額が財源として使われていかなければもう運営できないようになって、未来永久的に続くという、そういう考え方に立っていないんですかね。（「5年、5年で見直すかどうか」と呼ぶ者あり）見直しはするけれども、やめたところはないとすれば、熊本県の場合はどうですかね。

○田中農林水産政策課長 条例の附則のほう

にも、5年ごとの状況を踏まえて検討ということがございます。施策のほうは、新たな施策に充当するというような形で進めておりますので、そのあたりも含めまして検討することになると考えます。

○岩中伸司委員 大体ずっと未来永劫続くんじゃないかなというふうな思いでいますけれども。

○梅本農林水産部長 非常に言葉足らずで申しわけございません。

この税は、大変貴重なお金を県民からいただいております、その意識をまず基本に据えないとだめだと思います。それで、これは自動的に入ってくるような感覚だと全くだめな話だと思います。我々のスタンスとか、説明ぶりが気合いが入っとらぬで申しわけないですけれども、5年ごとにやっぱりきちっと県民の方々に諮って、ということは、この委員会で御議論いただいた上で次の展開を考える。そのときに、漫然とこれまでしとったからこれを継続したいというのではやっぱりいかぬと思います。

それで、ここに少し新たな方向性、人づくりとか、山村が求めていることを書きましたけれども、そういったニーズが新たに出ていますし、それから、きょう御議論いただいたような、川上から川下までのようなことも新たに出てきております。こういった事柄を入れて、そして、県民の方に御負担いただくことについて理解を求められるかどうか、そこを深めていかなくちやいけないと思っております。そういうものをこちら側もお示しして、そして議論を深めていただくように、この1年間で、というふうに考えております。

○岩中伸司委員 たしか導入されるときから、やっぱり県民のそういう環境問題の啓発、意識の啓発とか、そういうのもやっぱり

重視されて導入されたと思うんですね。そういった意味では、忘れられている、そういう現状では、この税そのものの県民に与える、何というか、啓発の部分が不足をしているという問題、今部長おっしゃったような形で進めてもらえば、少しは県民も環境に対する意識が高まってくるのかなと思うんですが、ちなみに、これは今ちょっと出たんですが、基金は上限は幾らぐらいまで積み立てていく—上限がありますか。

○田中農林水産政策課長 ここに基金と書いてありますけれども、これは税収が少ないときには取り崩して、税収が多くて事業量が少なかったときには積み立てるということで、実際はこの基金は変動しまして、約5,000～6,000万とか、そういうところで基金の残高としてはあっております。

ですから、この20億がそのまま基金として残っているわけじゃなくて、毎年度毎年度の事業に使っております、その残りは、例えば必要な場合は取り崩して使うというふうな運用になっております。

○岩中伸司委員 そうしたら、基金というのは、今言ったように、非常に必要なときに取り崩して使うということですから、5,000万前後ぐらいでずっと推移をしていくということ考えていいですね。わかりました。

○瀧上陽一委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他で何かありませんか。

○早川英明委員 これは簡単なその他ですけども、先ほど県内の直売所の話が出ましたけれども、ちなみに、今、この直売所の大小

はかかわらず、県内の売上高のベスト3ぐら
いわかりますか。で、ベスト3の売上高。

それを聞きたいのは、それぞれの地域によ
って、それによってまたいろんな農業の形態
あたりも考えていかないかぬならということ
で、ちょっとお聞きをしたいというふうに思
います。

○西山流通企画課長 ちょっと資料的に持っ
ていませんので、大きなところは、宇城のサ
ンサンうきっ子宇城彩館ですかね。それか
ら、鹿本の夢大地館、それから芦北のでこぼ
んあたりですね。あと、七城町のメロンド
ムが一番大きいという形になりますね。

大体、今の傾向から見ると、地元の人がス
ーパーマーケット的というか、いろんな品ぞ
ろえが非常に多くて、地元の人たちがよく入
ってくるという、まあリピーターが多いとい
う形が多いと思います。

それから、よく売れる産品としては、お惣
菜、弁当だとか、それからまんじゅうとか、
そういうところが手軽に食べられる加工品、
その日のうちに消費するようなもの、そうい
う形が売り上げとしては多いという状況で
す。

○早川英明委員 これは、私は今ちょっとお
聞きしたのは、ただ県産品の売り上げだけじ
ゃなくて、そこにいろんな品物を出す方々
が、あるいはほとんど私拝見してみますと、
高齢の方が多いわけですね。若い方は、大農
でやって、こういうところには出さなくて、
ほかのいろんな販売ルートで農業の収益を上
げていらっしゃるけれども、こういうところ
は案外高齢者の方がされよるということで、
これは、ひいては自分たちの収入源にもなり
ますけれども、健康づくりにもなるわけです
よね。

そういう視点から、これはなかなか大変い
直売所であるというふうな思いがしました

ものですからお聞きをしたところでありませ
し、なら、額あたりはまだわからぬとです
ね。いいです、そこはわからぬでも結構で
す。大体、その大きいところは、今そういう
形で推移しておるといことですね。わかり
ました。

○井手順雄委員 熊本県の管理する護岸、い
わゆる海と陸の農整護岸といひますか、そ
ういひのがありますね。その中に、大きい樋
門だったり、小さい樋門だったり、いわゆる
自然排水の樋門があると思ひます。そこが、
現状は自然に排水できているのか、できて
ないのかといひのは把握されておひますか。

○池田農地整備課長 農地整備課でござい
ます。

単県費で各樋門ごとに——少額であります
が、市町村、土地改良区の方にお願ひして管
理しておひます。ただ、全体的に閉塞して使
えないものはあります。ただ、それがどこに
といひのは、ちょっと手元にはありませんので
わかりませんけれども。

○井手順雄委員 現在、海のほうが高くなっ
て、陸が低くなって、樋門が全く活用してい
ないと。強制排水で、ポンプで排水せんと、
その地区は水害になってしまうといひ地区が
だんだんふえてきているんですよ。そういっ
たことがありますので、そういっただ樋門等
について、全てちょっと調べていただきたい。

それと、それプラス、今のところは何とか
干潮時には流れるけれども、あと何年したら
そこは使えなくなるとかいうところが大分あ
ると思ひんですよ。そういっただ計画、計画
といひか、あと何年ぐらひにこの樋門は埋ま
ってしまうばいといひようなどころまでの調
査、そういひのをしていただければ、今度は
水産のほうで、その土砂はどぎゃんするか
といひっただことをもうそろそろ始めていか
ない

と、有明海、八代海のそういった樋門は、全てもうポンプじゃなかと排水ができないというようなところになってきますので、もうそろそろこの辺で手を打っていかなくちゃいけないというような状況になると私は思っておりますので、ぜひともその調査をよろしくお願いいたします。

○池田農地整備課長 まとまり次第、お届けいたします。

○井手順雄委員 以上です。

○浦田祐三子委員 済みません、1つ提案をさせていただきたいんですけども、豚流行性下痢について、いわゆるPEDですか、これに関しまして、昨年の10月に発生して、国内で7年ぶりの発生ということなんですけれども、県内でも多大な被害が出ております。子豚が6,000匹死亡したというふうに伺っております。

私も、養豚農家の方とお話をする機会もありますけれども、今後の経営、また、被害の拡大が非常に心配だと。なおかつ、ただでさえこれまでの経営も大変だったんですけども、こういった被害が出てくると、また今後の経営にも影響してくるんじゃないかということでもあります。

また、きょうは、菊池市からも要望書が提出をされておりますので、できれば、ここで早期の鎮静化、そして養豚産業の維持、発展のためにも、国に対して意見書を提出していただければというふうに思いますので、御提案をさせていただきたいと思います。

○淵上陽一委員長 ただいま、浦田委員から意見書提出についての提案がありました。

意見書案を用意しておりますので、まず配付をさせていただければと思います。

（意見書案配付）

○淵上陽一委員長 意見書を書記から読み上げさせます。

○黒岩議事課主幹 読み上げます。

豚流行性下痢、PED対策に係る意見書（案）

近年の配合飼料価格の高騰により養豚農家においては厳しい経営状態が続いている。

このような中、平成25年10月、国内で7年ぶりに発生した豚流行性下痢（PED）は、平成26年6月8日現在、1道37県に拡大し、全国で754件、約22万頭の子豚が死亡し、本県においても、32件、約6,000頭の子豚が死亡するなど、近年にはない被害が発生している。

これまで、養豚関係者による消毒の徹底など飼養衛生管理基準の遵守や衛生対策の強化など官民挙げた防疫対策の強化にもかかわらず、県内外においてPED発生が沈静化に向かわない状況から、県内の養豚農家やその関係者からは、感染拡大への不安のみならず、経営への悪影響を懸念する声が大きくなってきている。

よって、国におかれては、こうした現状を踏まえ、PEDの早期沈静化と、本県のみならず我が国養豚産業の維持・発展が図られるよう、下記の事項について責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

1 早急に発生原因の究明を行い、さらに強力な防疫対策を検討すること。

発生から半年以上を経過した現在においても、侵入経路等がはっきりせず、全国的に感染拡大していることから、早急に感染拡大の原因究明を行うとともに、さらに強力な防疫対策について検討すること。

2 疾病の発生予防、まん延防止のための支援を講じること。

農家は、消毒機器や薬剤等消毒に要する経費が増加しており、これらを支援する十分な財源確保を行うこと。

3 PEDワクチンの安定供給を図ること。

PED発生による被害を軽減するため、ワクチンの需要に見合った安定的、継続的な供給体制を維持すること。

4 経済的負担を受けた農家への財政的支援を図ること。

飼養する豚の死亡により収入が減少し、経営の継続や維持が困難となる農家に対して、必要な資金を融通するとともに、借り入れた資金の金利負担を軽減すること。

さらに、所得補償対策も検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下は省略させていただきます。

○淵上陽一委員長 それでは、配付した意見書案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、委員会から議長に意見書案の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、この意見書案により議長宛て提出することに決定いたしました。

ほかに、その他で何かありませんか。

○早川英明委員 畜産課ですかね、ちょっとお尋ねですが、今、県内のそれぞれの地域に——今この豚のが出ましたけれども、豚のし尿処理場といえますか、汚水処理場が今補助事業で建設されていますけれども、せ

っかくのいい処理場ができて、今までそれぞれの養豚農家が素掘りをして、そこにし尿をためとったのをバキュームで引いてきてこの処理場に持っていかれるのですが、処理場は立派な処理場ができていますが、この維持管理が全くされていないところとか、河川に流れておるのを見ますと、はっきり目で見わかるような状況が——ほとんどそのような形だろうというふうに思っています。

ここは、普通の畜産じゃない処理場は、それぞれの監督官庁がありますよね。畜産の処理場あたりは、どこがそういう監督をしていますか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

ただいまおっしゃいましたのは、家畜ふん尿の処理場の件でございましょうか。

○早川英明委員 そうです。

○矢野畜産課長 家畜ふん尿の処理場につきましては、畜産課が指導監督する形になってございます。

ただいまおっしゃいましたような、基本的には処理場で浄化処理をして放流しているという形になっているかと思えます。一応、いろいろ不備がございましたら、私どもが指導に入るといって考えてございます。

○早川英明委員 それはわかりますけれども、そういうことで畜産課が今管理されとるということで、ほとんどこれは管理上いろんな制約というのではないというふうに思いますが、ここに、適正な受け入れの放流量によって技術管理者が要るとか、あるいはそういう方はこの中で管理はされとらないで、畜産の農家の方々がそれぞれ自分たちで管理をされとるという現状でしょうか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

基本的に、浄化処理場は、養豚農家のグループとかがつくってございまして、そこが管理する形になっております。

○早川英明委員 だから、水質管理がでけぬということですね。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

基本的には、排水基準というのがございまして、きちんとそれは守っていただく必要があるかというふうに思っております。

○早川英明委員 それなら、年に何回か、水質検査あたりも畜産課が行われておりますか。

○矢野畜産課長 水質検査としては特にございません。ただ、いろいろ問題が出てきたところには、農家に立ち入りをいたすという形でございます。

○早川英明委員 だから、私が今聞いているのは、ほとんど水質検査あたりが行われていないから、まともな水が流れて浄化をしていきよらぬ現状というふうなことを私は今言っているわけでありまして、そこらあたりは、これはいろんな農業集落排水とか、ああいうやつとは別に、畜産ですから、そういう規制は——今国の法律的な規制はないでしょうけれども、きっちりとかっぱりその管理をしていращやる畜産農家の方に指導をしていかんとかかぬとじゃないかな。せつかくのいい処理場が死ぬものですよ。

一回、県内のそういう処理場を見て回ってください。ここではもう要りませんから。そして、きっちりとした指導をしていただくなれば、もう処理場はいい処理場ですから、いい水が流れるというふうに思います。もったいないというふうに思います。

以上です。

○堤泰宏委員 農協改革でちょっとお尋ねします。

今国のほうでいろいろ案が出ております。全中の解体、これは全中はすぐには解体しないと、5年以内に組織を見直せというふうなことを言っているようであります。それから、全農は、株式会社に将来持っていくと。

そうしますと、熊本の場合は、単協と経済連と全農でつながっています。ほかの県は、単協と全農との2段階制ですよ。それから、農林中金の場合は、県信連というのは、農業団体の信連というのはないですから、農林中金と単協が今直接の取引になっていますね。

それで、農林中金をどういう形にするかによって、単協の金融事業というのが根本的に変わってきますよね。単協の金融事業が変われば、農家、生産者への資金の供給とか貸し付け、こういうのがどうなるかなと、みんな大変心配をされております。

5年以内ということですから、これはもうあんまり時間がないですよ。特に金融のことは、農家というのは、単協にかなり負債を持って営農されておるわけですから、根本的な問題になるような気がしますね。

それから、全農、経済連、単協の3段階制が、これは2段階制を超えて、単協が自分たちで経営運営をせないかぬような感じになるような気もいたします。

それから、全農というのは、御存じのように、肥料の原料とかを国の委託を受けたような形で独占的に輸入をしたり、そういうことをしておる団体ですから、これを株式会社にしますと、いろんな商社との兼ね合いで、この体制が崩れますよね。肥料の供給あたりが根本的に変わってくるような気がいたしますので、熊本は農業県ですから、今からどういうふうに対応していくかというのを早目に、きょうは難しいと思うですけど、次の委員会

ではまた質問をしたいと思っております。

○九谷高弘副委員長 もともと、今回、農業改革について意見書の提出をしようと思っております。関連してということさせていただきます。

これまで、先ほど堤先生からお話がありましたとおり、農業組合や農業委員会は、地域生活や地域経済を支える社会基盤として重要な役割を果たしてこられております。

これらの組織が、時代のニーズに応じてみずから改革を進めていくことが必要だというふうに私自身も考えておるところでありますけれども、本日も、JAグループや農業会議からの要望書が配付されております。

見直しに当たっては、現在、国の規制改革会議において、農業改革に極端な議論が行われております。

見直しに当たって、農業者の視点から、農協の原点を踏まえつつ、みずから取り組めるものとなるように、国への意見書の提出を私から提案したいというふうに思います。よろしいでしょうか。

○淵上陽一委員長 堤先生からも、大変農業改革について御心配をされておられますし、これは先生だけじゃなくて、全員がそういうふうな意見を持っているんだろうというふうに思っております。今九谷副委員長から意見書の提出についての提案がありましたので、意見書の案を用意しておりますので、配付させていただければというふうに思っております。

（意見書案配付）

○淵上陽一委員長 書記から、意見書の読み上げをさせます。

○黒岩議事課主幹 読み上げます。

自主性を尊重する農業改革を求める意見書（案）

本県は、豊かな自然と多様で広大な県土に生まれ、多彩な農畜産物を生産し、全国有数の食料供給基地としての役割を果たしており、基幹産業である農業の持つポテンシャルを最大限に発揮させるための取り組みを推進している。

近年、担い手への農地集積や減反施策の見直しへの対応など、大きな変革に向け各地区では、市町村、農業団体、農業委員会が一体となった取り組みが求められており、農業団体や農業会議・農業委員会は地域農業の強力な牽引者となっている。

現在、国において農業改革に取り組まれているが、こうした本県の実情に鑑み、農業改革を進めるに当たっては、地域農業の振興はもとより、地域生活、地域経済を支える社会基盤としても非常に重要な役割を果たしている中央会をはじめとする地域JAグループ、並びに農地集積や新規就農者の育成・確保に熱心に取り組んでいる農業委員会・農業会議が、時代のニーズに沿って自ら改革できるよう、関係者の意見を丁寧に聴取した上で、慎重な議論を行う必要がある。

よって、国におかれては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について責任を持って対応されるよう強く要望する。

記

- 1 農協改革に当たっては、農業者の視点から、農協の原点を踏まえつつ、農協自らが農業者の所得拡大に向けた事業活動に積極的に取り組める組織となるようにすること。
- 2 農業委員会改革に当たっては、地域における農業委員会への期待を踏まえつつ、担い手への農地集積、耕作放棄地の解消、新規参入の促進など、農業委員会等がその役割を十分に発揮できるようにすること。
- 3 農業生産法人の改革に当たっては、農

業・農村の現場の状況に十分配慮しつつ、農業生産法人が地域の担い手として経営の発展に資するようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以下は省略いたします。

○淵上陽一委員長 配付した意見書案について質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか。

○岩中伸司委員 これは、農業改革で今出されているやつを前提としてこれを出すということですか。

○淵上陽一委員長 答申が出て……

○岩中伸司委員 答申を前提としてということならば、私は、こういう形にならぬと思うんですけどもね。今答申出されている方向で進めていけば、要望は要望で……

○淵上陽一委員長 意見書。

○岩中伸司委員 意見書としてあるかもしれぬけれども、そうはならぬから我々は問題視して……

○村上寅美委員 結論は出とらぬから出すとたい。ようはなかですか。

○岩中伸司委員 中身については、私はそのとおり、1から3まで書かれているやつは、農業者の立場を大事にするということでしょう。

○淵上陽一委員長 そうです。

○岩中伸司委員 それはいいですよ。ただ、今出されている改革の問題は、ちょっと別問

題になるけん。こういう主張をしっかりとっていくならば、崩れないかぬと思うもんだけん。

○淵上陽一委員長 そのための意見書。

それでは、委員会から議長に意見書案の提出をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 異議なしと認め、この意見書案により議長宛てに提出することを決定いたします。

ほかに、その他ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次の委員会については、8月8日金曜日午前10時からを予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長